

平成 24 年第 3 回定例会 文教常任委員会

平成 24 年 12 月 21 日

亀井委員

前回もテーマとして挙げたのですが、いじめ問題への対応について、何点か質問いたします。

私は、今回の代表質問の中で、いじめ問題に関して、いじめた側の児童・生徒への指導や支援の大切さを取り上げまして、教育長から学校緊急支援チームの充実についての答弁を頂戴したところなのですが、今回は、より詳細に、数点に絞って伺っていきたいと思います。

まず、私が以前関わったいじめ問題の事例の中には、遊びのつもりでのからかい合いが、ついエスカレートしてしまい、いつの間にか、いじめの加害の側に立ってしまったというケースがありました。いじめのレベルも、人の命を奪うとか、奪われるとかいうレベルから、もっと端緒になるようなレベルまで幅広いのですが、今日は、端緒になるケースについて伺います。

このように、いつの間にか加害の側に立ってしまうといったケースは、最近大変多い事例ではないかと思えます。いじめているという意識が低い子供たちが、これから増えてくると思えます。このような子供たちへの指導も大切であると思うのですが、これについての見解をお伺いします。

子ども教育支援課長

文部科学省が、今年 8 月に実施しまして、11 月に結果を公表した、いじめ緊急調査で、いじめの中で最も多いのが、冷やかしの、からかい、悪口といったものでございました。

その中には、仲間同士での遊びやふざけあいの延長という意識で、いじめた子供が、その行為の重大さや、いじめられた子供が感じている深刻さに気付いていない状況がございます。

このように、いじめているという意識が低い子供に対しましては、自分では、遊びや軽い気持ちであったとしても、相手にとってはとてもつらいことであったり、相手を傷つけたということを気付かせたり、その責任を自覚させたりするなど、自分のとった行動をしっかりと振り返らせることが大切であると考えております。

亀井委員

中でも、いじめた側の子供がいじめを意図していなかった場合に、学校が、いじめたと認定する場合、いじめた側の指導、支援で、難しいことが二つあると考えています。

まず、お前はいじめたのだと認定することが難しいと思います。

さらに、いじめた側の保護者に対して、お宅のお子さんはこういうことをしたのだと通知すること、その保護者に分からせるということ、この二つが非常に難しいと思います。

このいじめたとされる側への配慮も大切であると思うのですが、見解をお伺いします。

子ども教育支援課長

いじめたとされる側の子供への配慮についてお答えします。学校は、いつ、誰が、どのような行為を行ったかという事実関係を、まずは正確に把握することが大事であると考えております。

その上で、あなたのこういう行為がいじめなのだと明確に示すことが大切であると思います。これがあやふやですと、子供にとって、一方的に決め付けられたという印象しか残らない指導となってしまいます。

さらに、指導する際には、子供から、なぜそのような行為を行ったのか、その理由や気持ちを丁寧に聞き取った上で、どのような理由、どのような気持ちがあったとしても、いじめという行為は許されるものではないことを、はっきり伝えることが必要でございます。

また、もう一步進めまして、いじめるという行為ではなく、どのような行動をとればよかったのか、今後どうしていったらよいのかということなどを、子供と一緒に考えていくといった対応までしていくことが大切であると考えております。

亀井委員

先ほど申し上げました、保護者に対する対応はいかがでしょうか。

子ども教育支援課長

どんな親御さんでも、自分のお子さんがいじめをしたという事実を受け入れていくことは、大変難しいものでございます。したがって、先ほども子供の指導のところでお話ししたのですが、まずは事実関係をしっかりと明確に示した上で、たとえ意図しなかったものであったとしても、相手のお子さんがどれだけ傷ついているかを、丁寧に説明していく必要があると考えております。

実際のところでは、いじめを受けたお子さんは、弱い自分を友達に知られたくないというプライドや、親に心配をかけたくないという気持ちから、いじめられていることを伝えられず、その事実を隠したり、否定したりする状況がありまして、その子供の受ける被害の深刻さが、外側から分からない状況がございます。さらに、いじめた側の保護者の方が、どのような行為がいじめなのかを分かっていることも重なりまして、学校の説明や対応が、なかなか理解されないケースが見られます。

したがって、学校は、実際に事案が起きてから対応するのではなく、日頃から、全ての保護者に対しまして、どのような行為がいじめに当たるのかや、いじめられた子供が受けるダメージの深刻さ、いじめが起きた場合にどのような対処方針が必要であるかといった、情報の周知に努めまして、保護者の理解や協力を求めておくことが欠かせないと考えております。

亀井委員

今、答弁にありました保護者への周知については、19日の本委員会で、支援教育部長から答弁がありました、重点的な六つの取組にも含まれていたと思います。

この六つの取組に絞った理由と、教育委員会として、この重点的な取組を、学校にどのように浸透させようとしているかお伺いします。

子ども教育支援課長

まず六つに絞った理由でございますが、平成 18 年度から独自に実施しております、いじめ問題に係る点検調査の結果の中から、特に重視すべき項目を整理し、さらに、今年 8 月には、改めて調査結果を分析し直しまして、整理したものがこの 6 点でございます。

これをどのように浸透させるかにつきましては、これまでも市町村の教育長との会議で説明したりですとか、校長の集まる会議を訪問したりしまして、取組の充実等を要請してきております。

また、この 11 月に、33 市町村教育委員会の生徒指導担当指導主事による、いじめ対策サポート会議を新たに設置しまして、三つのワーキング部会を設けました。このワーキング部会では、六つの重点項目を踏まえまして、県全体で取組の方向性を共有できるよう、現在、協議や研修を重ねているところでございます。

亀井委員

今、答弁にありましたワーキング部会の取組について、簡単に御説明願います。

子ども教育支援課長

ワーキング部会でございますが、この会議には、33 の全ての市町村教育委員会から、例えば、政令市であれば区の担当指導主事も含めまして、生徒指導の担当指導主事が参加し、教育事務所や総合教育センターを含めた県の担当指導主事と合わせまして、約 70 名の指導主事が参加しております。

これらの指導主事が、いじめの初期対応に関する検討部会、保護者、地域住民への啓発に関する検討部会、加害児童・生徒への指導、支援に関する検討部会の三つの部会に分かれまして、今後、学校や市町村で活用できる資料の作成に取り組んでいるという状況でございます。

亀井委員

その三つの部会は、これから協議が行われるということですが、今後に向けての進め方について、具体的にどのような形になるのか、部会の行われた回数や、これから行われる回数も含めてお伺いします。

子ども教育支援課長

三つの部会は、それぞれ既に 1 回目が終了しておりまして、各部会とも 3 回実施する予定です。

来年の 2 月には、それぞれの部会で検討した内容を取りまとめまして、市町村教育委員会と学校に示していきたいと考えております。

内容的には、初期対応に必要なものとしてどういうものがあるか、保護者や地域住民に知らせることとしてどういうことが求められるか、加害児童・生徒への指導に対しては、どのようなことが有効であるかといったことにつきまして、それぞれの部会で話し合いを進めている状況でございます。

亀井委員

いじめの問題というのは、現在進行形でありますから、迅速に対応していただかなければなりません。しかし、拙速に物事を進めてもいけないと思いますので、そのバランスも必要であると思うのですが、3回の実施で足りるのでしょうか。

子ども教育支援課長

実際、指導主事が集まる回数は3回でございますが、その間、電子メールでやりとりをしております。委員お話しのとおり、迅速に対応しなければならないので、年度を越えまして、この会議を実施する意味はないと考えております。やはり、年度内に、ある程度の形あるものを作成し、市町村、学校に示すために、県の指導主事が取りまとめをしながら、それぞれの部に所属する指導主事へ様々な情報を提供しますとともに、逆に、情報を頂きまして整理し、2回目、3回目へとつなげてまいります。

亀井委員

先ほど、三つの部会の中で、加害児童・生徒への指導、支援について考える部会があると聞きました。これは、前回の常任委員会でも話題になったことでもあり、出席停止については、マニュアルの作成もあるという話でしたが、どのように協議が行われているのかお伺いします。

子ども教育支援課長

加害児童・生徒への指導の部会でございますが、その部会では、まず、公立小中学校における、今、話題となっております、出席停止について協議しておるところでございます。

出席停止そのものが、学校の秩序を維持して、他の子供たちの義務教育を受ける権利を保障するという制度でございますが、市町村教育委員会が保護者に対して命じていくものでございます。実際のところ、本県でも、出席停止制度の適用が進んでいないという状況がございます。

集まってきている指導主事に、なかなか進まない状況等を尋ねますと、やはり、保護者の理解が得にくいとか、出席停止期間中の本人への指導、支援の体制がなかなか整えにくいといった課題が出されております。

そこで、そういったことを少しでも改善しながら、具体的に市町村、学校に役立てていただくためには、どんな内容がいいかということで、まだ未成熟な部分もございますが、次のような話が出ております。例えば、出席停止が効果を上げた事例などについて、もう少し協議を深め、より効果的にするためにはどうしたらいいか検討するとか、地域によっては、該当の生徒を直接指導、支援してくれる方がいらっしゃるの、そういった情報を収集するとか、保護者の協力を得るために、あらかじめ制度について理解を求める必要があるといった意見が出されておりますので、それらについて、これから整理をしてまとめ上げていきたいと考えております。

亀井委員

これは、やはり、命に関わることなので、緊急度の高い事案であると思います。

先ほども申し上げましたように、加害児童・生徒への指導、支援のうち、指導

の部分では、この出席停止が、どのような検証結果になっているかが非常に重要なことなので、迅速にデータを集めて、検証していただかないといけないと思います。

いじめ根絶のためには何でもするのだというスタンスの下に、しっかりと迅速にやっていただきたいということを要望しておきます。

次に、緊急度の高い事案に対しまして、県教育委員会が、指導主事や臨床心理士を派遣する、学校緊急支援チームの取組について質問します。

これまでは、主に被害を受けた側の子供への支援が中心であったということですが、具体的にどのような活動を行ってきたのか教えてください。

学校支援課長

学校緊急支援チームは、子供や保護者に対する心のケアなど、緊急時における現地での機動的な支援を行うため、派遣してきているものでございますが、今まで対応した事案としましては、児童・生徒の死亡、リストカットなどの自傷行為、いじめや暴力行為などでございました。

具体的な支援の内容でございますが、まず、臨床心理士であるスーパーバイザーが、直接、心に大きなダメージを受けた子供や保護者に対してカウンセリングし、心のケアを行っております。

また、学校緊急支援チームとして派遣した指導主事が、管理職に対しまして、急激にストレスがかかった子供への対応方法や、課題の整理を行った上で、校内体制の確立に向けた助言を行ってまいりました。

亀井委員

緊急度の高い事案というのと、例えば、ネットで、明日殺すとか、明日放火すると脅迫するいじめもあると思います。そのときにも、緊急支援チームがしっかり動く必要があると思うのですが、その動き方についてお伺いします。

学校支援課長

脅迫事案などへの対応でございますが、緊急度の高い場合には、要請があった際に、チームで対応しております。

具体的には、まず学校に入りまして、事実の確認と関係教員からの聞き取りを行った上で、対応策を確立していくという動き方をしております。また、例えば、脅迫事案の場合は、警察等につなぐといった助言をしております。

亀井委員

先の代表質問で、今後は、従来のチームに加えて、新たにいじめた側の子供への指導、支援を行うチームを編成し、同時に二つのチームを派遣するといった答弁を頂きました。

具体的には、どのような体制で派遣し、どのような活動を行うのかお伺いします。

学校支援課長

これまでの取組は、いじめられた子供への支援が中心でございましたが、加害側の子供に対しましては、家庭環境や友人関係を把握し、場合によりましては、

学校が、速やかに警察や児童相談所へ事案をつなぐ必要がございます。

したがって、加害側の児童を支援するチームの体制としましては、現在の、指導主事や当課に所属する警察併任職員に加えまして、新たに、福祉機関との橋渡しをするスクールソーシャルワーカーを構成員に加えることを考えております。

そして、チームの活動内容としましては、一つには、関係機関との連携、調整を行う、二つには、加害側の児童に対する丁寧な配慮を持った指導方法を助言することを想定しております。

亀井委員

加害側の児童・生徒でも、被害側の児童・生徒でも、例えば、発達障害とか自閉症という病気を持った上で、そのような行為をする、若しくは、そのような行為をされたことにより、メンタル的に非常に落ち込んで、不登校になってしまったということがあると思います。また、暴行、傷害を受けた場合の対応も含めて、保健医療機関、精神科医も含めた病院との連携も、強化する必要があると思うのですが、見解をお伺いします。

学校支援課長

子供の発達上の課題や、保護者の方にも、精神面に課題があるケースが考えられるのですが、子供も含めまして、医療機関の受診や、福祉的な支援を受けるために、まずは保護者自身が、状況を冷静に受け止めることが前提となります。

そこで、こうした事例につきましては、福祉機関のケースワーカー等からサポートを受けながら、様々な機関が家庭に関わりまして、保護者に対して支援していくことが大切と考えております。

したがって、保護者と学校の関係が悪化している場合には、今後、派遣する加害側の児童を支援するチームが、両者の関係を調整し、場合によっては、直接、保護者と面接するなどして、保健医療機関に適切につなげていけるような支援を行ってまいりたいと考えております。

亀井委員

学校緊急支援チームが関わるような、対応が難しく、かつ、緊急度の高い事案というのは、それなりの専門家と言われるような人に関わってもらわなければならないと思います。例えば、退職校長や、他府県ではやっているのですが、警察官OBなどに、そのチームに入ってもらっていただき、アドバイスを受けるといった、人材を活用しながら、いじめを撲滅していくというスタンスを持っているところもあると聞いているのですが、それについて見解をお伺いします。

学校支援課長

退職校長につきましては、現在の仕組みでも、既に、NPO教育かながわフォーラムと協定を結びまして、3名の退職校長が、学校緊急支援チームの構成員となっております。

これまでは、該当する事案がございませんでしたので、派遣実績自体はないのですが、例えば、新任校長等が、事案対応に当たる際の相談相手となることを期待しております。

また、警察官OBについてでございますが、日常から学校と連携し、警察官OBが行っている、スクールサポーターというものがございまして、そういう方々を通じまして、警察と学校が、より緊密な連携を図ることが期待できると考えております。

亀井委員

学校緊急支援チームの設置要綱第7条では、自治会、その他の関係機関との連絡調整や、報道機関への対応とあります。学校だけでなく、自治会を含めた地域との連携も大切だと思いますが、この二つに関しては、具体的にはどのようなことが考えられて、どのようなことが行われているのかお伺いします。

学校支援課長

まず、地域との連携について申し上げますと、例えば、地域の自治会や児童相談所、少年補導員等、地域で日頃から活躍している方たちとの連携が考えられます。

また、報道機関への対応でございますが、例えば、記者発表をした事案や、新聞報道された事案につきましては、一斉に、学校に問い合わせの電話等がかかってくるのが予想されますので、そのような場合には、どの教員が窓口になるかとか、どういう回答をするかといったこと等を、きちんと整理し、明確に外部に対して答えられる校内体制を確立していくことが考えられます。

亀井委員

県の教育委員会だけでなく、地域との連携にしっかりと具体的に組み込んで、いじめの撲滅に拍車をかけていただきたいと思います。

学校緊急支援チームの内容は、だいたい理解いたしました。いじめの問題は、待ったなしでございます。来年度からスタートということではなく、スピード感を持って実行していただきたいと思いますし願っているのですが、その点について、最後に見解をお伺いします。

支援教育部長

学校緊急支援チームの規定につきましては、設置要綱では、支援教育部長が派遣を決定し、学校支援課長が派遣チームのメンバーを編成することとなっております。したがって、現行の設置要綱上でも、2チームを同時に投入することは可能でございます。

また、チームの構成員につきましては、指導主事や臨床心理士、退職校長などとともに、その他支援教育部長が必要であると認める職員と、要綱上に明記されております。しかしながら、先ほど課長からも答弁させていただきました、スクールソーシャルワーカーなど、新たな構成員も、きちんと明記した形に要綱を整えることにつきましては、県教育委員会の今後の方針をしっかりと示していく上でも、大変重要であると考えております。そこで、現在、12月中に、設置要綱を改正するよう作業を進めております。

委員のお話にもございましたように、重篤な事案に対しまして、いつでも新たな体制の派遣を円滑に行えますように、スピード感を持ちまして、体制の整備に

取り組んでまいりたいと考えております。

亀井委員

難しい問題もこれから増えてくると思いますが、関係機関としっかりと手を組んで、迅速に対応していただくことを要望しまして、質問を終わります。